

日タイ関係 1945—1952年、

—在タイ日本人及び在タイ日本資産の戦後処理を中心に—

村嶋英治†

はじめに

本稿は、タイ国側の外交文書を主に利用して、第二次世界大戦における日本の降服から、日タイ外交関係の停止、1952年の外交関係の再開に至る期間における日タイ関係を、在タイ日本人及び日本資産の処分に中心として、明らかにしようとする試みである。この間における両国関係の懸案は殆ど、戦後処理に類するものであり、とりわけ、本稿が対象とするヒトとモノの処分が中心であった。

1941年12月8日の日本軍のタイ進駐後、タイ国は12月21日に日本と同盟条約を締結し、翌年1月25日に英米に対して宣戦を布告した。しかし、1945年8月16日にタイ国は平和宣言の勅令を発し、対英米宣戦の無効を宣言した。その後英軍が、45年9月2日にドーンムアン空港に到着しタイに進駐した。在タイ英軍 (British Troops, Siam) は、1947年5月8日に最終的に撤退するまで在タイした*1。

戦後のタイ国は事実上、英軍の占領下に置かれたのみならず、連合国との条約・協定によっても様々な制約を加えられた。とりわけ、在タイ日本人及び日本資産の扱いを含む、対日関係について、最終的な決定権を有したのは、連合国、なかでもタイに進駐した英軍および在タイの英米公館であった。

本稿では、日タイ外交関係が停止する直前の45年8—9月初における日タイ関係から始め、タイの平和宣言と「日本フォース説」に対する日本大使の事前承諾の事実を見たのち、タイ政府と連合国との軍事協定に基づく、タイ政府の日本人抑留、邦人の残留希望の許可の可否をめぐるタイ英間の見解の違い、邦人の強制送還、次いで、在タイ日本資産の差押え及び処分の実態と問題点、さらに日タイ外交関係再開後の日本資産処理をめぐる日本政府の対タイ交渉について述べる。なお、日タイ間の戦後処理においては、戦中の日本の対タイ債務である特別円問題も重要であるが、本稿では割愛する。

I 日本のフォース説の強化と外交関係の停止

1945年8月11日14時発の電報で東郷外相は在タイ山本熊一大使に、ポツダム宣言の受諾に関して、タイ政府に内報するように訓令した*2。内報は日タイ同盟条約の義務に基づくものであった。

†早稲田大学アジア太平洋研究科教授

*1 タイ外務省文書課, WW (Bettalet) 26/13.

*2 日本外務省戦後史料, A'-0119, フラッシュ5。この電報には「なお本件陸海軍の同意を得居らざるに付為念」という注意が付されている。

8月12日15時、山本大使は陸海両武官を帯同して、タイのクアン・アパイウォン首相、シーセナー外相を訪問し、ポツダム宣言受諾用意の通告をした旨を「口上書」*3にて正式に通報した。これに対して、クアン首相は、日タイ同盟条約に基づきもう少し早く通報して欲しかった、タイだけが未だ対英米戦争をしている国として独り取り残されたと諧謔気味に述べた。日本側は原子爆弾の突発的出現などのため、急遽決定せざるを得なかった事情を説明し、クアンは万事了承した。タイ側は在タイ日本軍の存在を考慮して、日本側に最後まで礼を尽くすことを怠らなかつた*4。

タイ側は、山本大使の内報で、初めて日本のポツダム宣言受諾を知ったわけではない。既に8月11日には日本の降服を知り、同日付けで、スパチャラーサイ内務大臣から、各県知事宛に次の命令が出されていた。すなわち、日本は連合国側の宣言を受諾して降服した。現在のところ、連合国の動静は不明である。通常通り公務に就くとともに、誤解から事件が生じないように注意すること。特に日本軍の動きと日本軍の捕虜に対する行為をよく監視すること*5。

8月15日に山本大使はクアン首相、シーセナー外相を訪問し、連合国4国ケ国と戦闘終結に関する協定が成立し、8月14日に天皇の終戦の大詔が煥発されたとして、「大東亜解放及世界平和確立の為帝国と緊密なる提携の下共同戦争完遂に邁進せられたるタイ国政府及国民の真摯なる協力に対し帝国政府は改めて深甚なる謝意を表明すると共にタイ国が東亜の有力なる独立国として興隆発展せらるることを祈念し歴史上曾て一点の汚点を有せざる日タイ両国関係が今後益々親厚敦睦を加ふべきことを希求して止まざる次第なり」という口上書*6を提出した。この時、クアン首相はタイが対英米宣戦無効を宣言することにつき、山本に内諾を求めた。山本は異存はないと答えた*7。

*3 タイ外務省文書課、WW 2/3:3/3に保存されている8月12日の口上書は次の通り。

口上書

日本国大使ハ帝国政府ノ訓令ニ基キタイ国政府ニ対シ左ノ通り陳述スルノ光榮ヲ有ス

一、日本帝国政府ハ内外ノ諸情勢及帝国ノ前途ニ関シ深く省察ヲ加ヘタル結果常ニ世界平和ノ促進ヲ希求シ給ヒ今次戦争ノ継続ニ依リ齊ラサルヘキ戦争ノ惨禍ヨリ人類ヲ救ハシムルヲ速ニ戦闘ノ終結ヲ祈念シ給フ天皇陛下ノ大御心ニ副ヒ奉ラン為今般瑞西国及ヒ瑞典国政府ヲ通シ米英蘇支四国ニ対シ別添ノ通通報スルト共ニ在東京蘇聯邦大使ニ対シ同様ノ申入ヲ為セリ

二、日本国政府ハ日タイ同盟条約第四条ノ規定ニ基キ前記ノ次第ヲ茲ニタイ国政府ニ内報スルト共ニ今後帝国政府ノ執ルヘキ措置ニ関シテハ必要ニ応ジ追報スヘシ

三、第一項ノ帝国政府ノ措置ニ関連シタイ国政府ニ於テモ何等カ適當ト認メラルル方途ヲ講スル意向アルニ於テハ帝国トノ連繫ノ下ニ即時必要ナル交渉ヲ開始セラルルニ帝国政府トシテ異存無シ

四、大東亜開放及ヒ世界平和確立ノ為帝国ト提携シテ共同戦争ノ完遂ニ邁進セラレタルタイ国政府及国民ノ真摯ナル協力ニ対シ帝国政府ハ此ノ機会ニ改メテ深甚ナル謝意ヲ表明スルト共ニタイ国カ飽迄東亜ノ強力ナル独立国トシテノ地位ヲ保全セラルルハ帝国ノ衷心希念スル所ニシテ且日タイノ関係ハ今後トモ永遠ニ益々親密敦厚ヲ加フヘキヲ確信ス

盤谷 昭和二十年八月十二日

*4 日本外務省記録 A700, 9-69『山本熊一遺稿』pp. 517-526.

*5 タイ外務省文書課、WW 2/3:9/31.

*6 タイ外務省文書課、WW 2/3:3/3。口上書の全文は以下の通り。

日本国大使ハ帝国政府ノ訓令ニ基キタイ国政府ニ対シ左ノ通り陳述スルノ光榮ヲ有ス

一、日本帝国政府カ米英蘇支四国ニ対シ戦闘終結ノ申込ヲ為シタル次第ニ関シテハ去ル十二日貴国政府ニ内報シ置キタル処其ノ後四国トノ間ニ種々折衝ノ結果今般戦闘終結ニ関スル協定成立シ八月十四日天皇陛下ヨリ終戦ノ大詔煥発セラレタリ

二、日本帝国政府ニ於テ終戦ニ決定シタル所以ハ大詔ニ明カナル通り常ニ世界平和ノ促進ヲ希求シ給ヒ戦争ノ惨禍ヨリ人類ヲ救ハント祈念シ給フ天皇陛下ノ大御心ニ副ヒ奉ルニアリ

三、大東亜解放及世界平和確立ノ為帝国ト緊密ナル提携ノ下共同戦争完遂ニ邁進セラレタルタイ国政府及国民ノ真摯ナル協力ニ対シ帝国政府ハ改メテ深甚ナル謝意ヲ表明スルト共ニタイ国カ東亜ノ有力ナル独立国トシテ興隆発展セラルルコトヲ祈念シ歴史上曾テ一点ノ汚点ヲ有セサル日タイ両国関係カ今後益々親厚敦睦ヲ加フヘキコトヲ希求シテ止マサル次第ナリ

*7 前掲『山本熊一遺稿』pp. 535-541.

翌16日に、前日に山本大使の内諾を得た平和宣言が、国王の名の下にプリーディー摂政によって発せられた。平和宣言の要旨は次の通りである。すなわち、1941年9月11日に公布施行された「戦時におけるタイ人の義務を定める法律」で、タイ国民は中立を守る堅固な意思を表明し、12月8日には侵略してきた日本軍に身を犠牲にして抵抗した。これらの事実は、42年1月25日の対英米宣戦はタイ国民の意思に反したものであり、憲法および法律の規定にも違反するものであることを示している。また国内外のタイ国民が平和を愛好する連合国を支援したが、この事実も対英米宣戦に国民が賛成ではなかったことをよく示すものである。国王の御名の下に、摂政は米英に対する宣戦は無効であることを宣言する。タイ国は41年12月8日以前に存在した連合国との間の友好関係を回復する決意であり、世界の安定の建設のために連合国にあらゆる協力をする用意がある。日本がタイに与えた領土は返還するし、米英に敵対する法律により生じた損害は補償する*8。

翌8月17日、山本大使はプリーディー摂政を訪問した。プリーディーは山本がタイの対英米宣戦無効宣言に示した態度に関して、「予（山本のこと、筆者）が泰国のとるべき終戦措置に関しフリーハンドを与へたることに對し誠に泰国今日の急境打開上何よりの仕合せなりとて繰り返し繰り返し感謝の意を表した。依って予は貴国が適當の方法例へば昨日發表せられたる宣言により一日も速かに戦争を終結せられんことは帝国政府の最も希望する所である旨を述べた処、摂政は心から予の努力を感謝して居た」。山本は次いで華僑による邦人財産奪取事件が頻発しているのを、保護を要請した。山本は「古来未だ嘗つて汚されたることなき日泰関係が今後も引続き維持せられんことを希望する旨を付言して辞去」した*9。

平和宣言は当時外務省顧問であったワン親王の伝記が記すように、タイが敗戦国の地位を免れるために必要なことであった*10が、タイは平和宣言に先立ち、事前に日本側に内諾を求め、日本側は内諾を与えたのである。タイ側が日本に事前に内諾を求めた理由は、山本も記しているようにタイ領内に多数駐屯する日本軍の存在に配慮したことも一因であろう。日本側はこれに内諾を与えることで、タイの困難な立場の改善に協力した。

山本大使はさらに、戦前・戦中の日タイ関係のあり方の根本に触れる問題に関しても、戦後のタイ側に都合のよい修正を容認している。それは9月6日に山本大使が、ルアン・ウィットット駐日大使の取扱に関する本省からの訓電により、ディレーク・チャイヤナム蔵相を訪問した際の会話にみることができる。ディレークはピブーン首相時代に駐日大使、外相を務め、その後連合国側と秘密に連絡した自由タイの主要メンバーの一人である有力閣僚であった。山本は外相を兼任しているタウィー・ブンヤケート首相を直接訪問するのではなく、旧知のディレークを通じて本省の訓電内容を次のように要請した。即ち、ルアン・ウィットット大使をタイ側が戦犯容疑者とするとの情報があるが、同大使は日タイ親善に努力し、タイ側にも功績のあった人物だから、現在非難はあるようだが、「開戦前後のヴィジット大使

*8 『1945年、年次法令集』（タイ語）、pp. 353-355.

*9 前掲『山本熊一遺稿』pp. 554-559.

*10 ibid., pp. 611-619.

(ルアン・ウィチットのこと一筆者)の立場に付て見るも全く泰国の将来を思へばこそかくの如き措置に出たものと日本は考へて居る」と同大使等に対して同情ある扱いを要請した。これに対してディレークは

日本政府の意のある所は能く了解できる 貴大使との間柄だから極めて単的に御伺ひすることを許されたいと前提し只今の御言葉は此等の人々は日本側からフォースされて止むを得ず要求を容認したものであるとの趣旨に解して差支無きやとの質問があつたから予は其の点は泰国が既に発表した宣戦無効に関する宣言に対し日本側に於て敢て異存ない事実を考慮に入れられ差支無い旨を語り夫れとなく我方の腹の中を打明けた。蔵相は兎に角御申入の趣旨は精々留念善処すべしと述べた。次で予は…、過去久敷に亘つて一度も汚れたことのない日泰関係にも鑑み将来仮令一時的にもせよ国交断絶の如きなき様一層の御尽力を得ば此上なき仕合である。自然大使館の職務執行などに付何等特別の方途を講ぜらるるが如き場合には事前に予報を得ば誠に好都合であると述べたところ外相(ママ)も御申出の点は自分も同感である成るべく御希望に副ふ様取計らふべしと述べて居た。(下線、筆者) *9

10

山本大使はタイの対英米宣戦無効の平和宣言を容認したのみならず、戦中の日タイ関係は日本が「フォース」したものであることも承認したのである。

タイ国民は中立を望んでいたが、日本にフォースされて意に反して、日本と同盟し英米に宣戦したが、タイ国民の真意は抗日自由タイ運動を組織した点に現れているという、いわば「平和宣言史観」*11が、今日のタイにおいては有力である。これは、タマサート大学にプラピンカーオ橋方向から入る道が、平和宣言の8月16日を記念して「8月16日通り」と近年名付けられたことや、同じく近年バンコク都がオープンした公園が「自由タイ」公園と命名されたこと、などに示される。山本の記録は、終戦直後にタイが日本の強制をオーバーに強調した「平和宣言史観」を創出する過程において、日本側も同意したことを示すものである*12。

上に引用したように、9月6日に山本がディレークを訪問した際、一時的にせよ国交断絶のないように希望を申入たが、同日夜、日本大使館を訪問したクアン元首相にも、山本は「日泰の関係も一応は妙な関係に置かるるだろうが出来る事なら国交断絶迄に立到らないことを希望するとディレック(ディレークのこと、筆者)氏との会見の様話を話した*13。翌7日午後にワン親王が、タウィー首相兼外相の代理として山本大使を訪問し、前日ディレークに山本が事前通報を要請したことに基づき、「泰国は連

*11史実とは認め難い「平和宣言史観」に対して、拙稿「1940年代におけるタイの植民地体制脱却化とインドシナの独立運動」、白石昌也、村嶋英治他著『ベトナムとタイ』、大明堂、1998年、戦中のタイの対日協力を、1940年代を通じたタイの植民地体制脱却化の運動の一環として、見るべきであると論じた。

*12事実即した詳細な戦前・戦中の日タイ関係について、筆者は現在執筆中である。なお、戦中の日タイ関係の大きな見取り図は、村嶋英治「日タイ同盟とタイ華僑」、『アジア太平洋研究』(成蹊大学) No.13 (1996)、p. 47に示している。

*13タイ外務省外国研究センター「外交面におけるワン親王の天才」、『ワン親王生誕100年』、1991年、p. 33は「その後日本が戦争に敗れた時、戦争中に日本の同盟国の地位にあったタイ国は、自らの意思ではなく強制によって参戦したことを世界の人々に理解させる努力をしたが、それは多大の困難に直面した。このような努力をした理由はタイ国を敗戦国にしないためであった」と記している。

*14前掲『山本熊一遺稿』、p. 626。

合側の要請に基き乍遺憾なく日本大使館及領事館の機能を停止の通告を發するの止むなきに至った」ことを予め通知した。これに対して、山本は「機能停止は国交断絶の意ではないと解して差支無いかと反問したところ（ワン）殿下は国交断絶ではない、只外交機関の機能を停止するに過ぎないと説明を与へ」^{*15}た。

この時、山本が国交断絶をしないように強く要請したことを、ワン親王は「大使は外交機能停止の理由をよく理解しており、機能停止だけで国交断絶ではないことに満足した、…首相に機能停止だけに止め、国交断絶をしないように伝言するように求めた」^{*16}と首相に報告している。

9月11日に、タイ外務省は日本との同盟関係諸協定、即ち、「日本国タイ国間同盟条約」（41年12月21日調印）、「日本国タイ国間文化協定」（42年10月28日調印）、「マライ及シヤン地方に於けるタイ国の領土に関する日本国タイ国間条約」（43年8月20日調印）の破棄を通告^{*17}し、またタイ外務省は日本との外交機能を停止した。これらについて山本は次のように記録している。即ち、

九月十一日泰国外務省から公文で戦争開始後日泰間に締結せられた同盟条約以下関係協定を破棄する旨の正式通牒があつた、国際法上から言へば色々の論議もあろう、又種々意見もあろうが宣戦無効の宣言すら黙認して居ることであり且早くから予期されて居たので其の尽アクノレツジの公文を出し本省に対しても午後電報した。…同日の午後六時二十分（タイ）外務省から正式に公文を以て本日から大使館及領事館の機能を停止する旨の通牒があつた…万事公務執行は此時を以て停止することとした^{*18}。

9月12日にタウィー内閣は総辞職し、17日にセーニー内閣が成立するが、9月12日にタイ政府は「銀行に対する制限令及日本人の取引禁止令を發布し更に日本人の特定地域立退を要求して来た」、9月14日には、「大使館員及領事館員は各官舎に抑留を命ぜらるるに至った」^{*19}。

しかし、その後もタイ政府は、日タイ間は外交関係が停止しているだけであるという見解を持したことは、1946年4月30日付けのディレーク外相から内閣書記官長宛文書に、「法律的には外務省はタイと日本との間には戦争状態が存在するのではなく、外交関係が停止しているに過ぎないという見方をしてゐる」^{*20}と記していることから窺える。

II 日本文民の抑留と強制送還

1. 日本文民抑留の根拠と抑留日本文民数

45年9月8日にセイロンでタイの軍事使節団の長、セナーナロン中将と東南アジア総司令官マウントバットンと間で、4項から成る Temporary Military Agreement が締結された。その第2項（b）は、Interning all Japanese and German nationals and holding them at the disposal of the Allies; as

*15 Ibid., pp. 627-628.

*16 タイ国立公文書館（NAT），（2）So. Ro. 0201.20/1.

*17 『1945年、年次法令集』（タイ語），pp.376-377.

*18 前掲『山本熊一遺稿』，pp. 634-636.

*19 Ibid., pp. 638-639.

*20 タイ外務省文書課，WW 2/3:15/1.

indicated by the Supreme Allied Commander.と規定した。同規定を根拠に、タイ政府は9月16日に「連合国に対する敵国人の抑留および事業・資産管理法」を施行し、連合国に代わって日本文民を抑留することとなった。

同法第3条は、「国家の安全、公序良俗のため、首相が敵国人の種類を指定する。敵国人とは、^ア自然人、法人、および敵国人の利益に資する法人格のない団体をいう」と規定し、敵国人との接触は禁止され、敵国人は、銃、爆発物、受信機、通信機、秘密通信具の所持が禁止された。敵国人を収^イ留抑留する権限が担当事務官に付与され、抑留地を許可なく離れた者には、罰則が課せられた。さらに、同法第7条は、「敵国人の事業・資産は、首相が任命した委員会が政令に従い管理する」と定めた*21。

同法第3条の権限により、9月16日付け総理府布告で、日本人とドイツ人が連合国に対する敵国人に指定された*22。これにより、日本人の抑留と日本人資産差押えの法的根拠が整備されたのである。

英公使館員の要請によって福祉局が作成した1946年5月23日時点での、「在タイ日本文民統計」*23によれば在タイ日本文民でタイ政府が抑留した人数は以下の通りである。

- A. 日本大使館敷地に抑留中の者。外交関係者123人（成人男性70人、成人女性24人、16歳以下の者29人）、一般文民29人（成人男性17人、成人女性6人、16歳以下の者6人）。
- B. バーンブアトーン・キャンプ抑留中の者。外交関係者163人（成人男性126人、成人女性32人、16歳以下の者5人）、一般文民3286人（成人男性2670人、成人女性320人、16歳以下の者296人）
- C. バンコク市内居住の者。（成人女性1人、子供1人）

総計すると3603人（成人男性2883人、成人女性383人、16歳以下の子供337人）であった。

2. 邦人のタイ残留希望とタイ政府の対応

1946年2月11日付けで、旧日本大使館の新納克己元参事官は、クアン首相に文書を提出し、約3400人の日本人が^バンブアトーン・キャンプに抑留されているが、この中、約800人がタイ残留希望者である。開戦前からの在タイ者で、タイ人女性と結婚しており、タイ国に役立つ医者、歯医者、など技能をもつ者には、タイ残留を許可して欲しいと要請した*24。この文書が抑留日本人の残留希望に関する最初の文書である。

その後、同年3月23日付けで、シーセーナー内務大臣（内務省所属の福祉局が日本人抑留キャンプを管理）が首相宛てに次の要旨の文書を提出した。すなわち、バーンブアトーン・キャンプの363人の日本人、129人の台湾人から残留希望の申請書が提出された。日本人の中、32人はタイへの帰化も希望している。「連合国に対する敵国人」のタイ残留を許可するかどうかは、外交、政治、経済面の考慮を要する。残留を許可することは、政治的には危険かもしれないが、経済的には利益になるかもしれない、と。

同文書は、残留許可の経済的利益に関して、「タイは小国であり、進歩を促進するためには、資本、

*21 『1945年、年次法令集』（タイ語）pp. 365-368.

*22 タイ外務省文書課，WW 2/4:12/3.

*23 タイ外務省文書課，WW 2/3:15/1，WW 2/3:15/5. 防衛庁防衛研究所図書館蔵『暹羅情状』（第18方面軍司令部）によれば、在タイ邦人数は、45年4月頃まで「約2000名なりしもラングン失陥とともに急激に増加し終戦時は約4000名を超過しありき」。

*24 タイ外務省文書課，WW 2/3:15/1.

知識、技能を外国人に依存しなければならない。もし限られた国の国民のみに、タイに居住して職業を営むことを認めれば、彼らは独占的となり、他国民の権利を奪い、国家の経済・政治上悪い結果をもたらすかもしれない」*25と述べている。

この文書を読んだ外務省の担当事務官タナット・コーマンは、4月10日付けのメモで、「自分の理解が正しければ、内務省の見解は、政治的結果には十分注意を要するが、タイ国内で商売している他の外国人に対して、バランスをとることになるので、経済面では利益になる、ということだと思う」と記している。

これらの記述は、戦後発言力が増大した在タイ華僑に対する balanサーとして、日本人の残留を認めようという考えが存在したことを示している。

タナットの上記メモは、さらに続けて、「残留申請については、法律と政治の両面から考察しなければならない。法律的には、タイ国と日本との間には戦争状態は存在せず、外交関係が停止しているに過ぎない。また、シンガポールやフィリピンには日本人の居住を禁止して法律があるが、タイ国にはそのような法律もない。政府が日本人を抑留しているのは、連合国の名においてであり、抑留は日本人のタイ国残留を許可しないということではない。法律的には、日本人のタイ国居住は禁止されてはいないが、日本人が残留しようとするれば、連合国がタイ国に『連合国に対する敵国人の抑留および事業・資産管理法』の廃止を求めるまでは、抑留を免れない。政治面でも、日本人のタイ居住を許可しない理由はない。但し、警察局が詳しく経歴を調査することが必要だ。この他に、国家に対して利益を与えるかどうかを考慮しなければならない。もし品行方正で基盤が安定しており、国家に利益を与える能力があり、かつ反国家思想を有しない日本人なら、残留許可を与えることができると考える」と述べている。タナットは、日本人に残留許可を与えることは、タイ国内の法律上も政治上も問題はないと論じながらも、同メモで、「本件を政府が考察する前に、英米の態度を口頭で打診すべきである。英米が日本と平和条約を締結する以前に、英米が日本人に与えている以上の権利を、タイ国が日本人に与えれば、タイ国にとって政治的に不利益となる可能性があるからである」と、英米と日本人の残留許可について協議すべきである、と意見具申した*26。

タナットのメモを読んだディレーク外相は、全面的に賛成し、4月30日に同外相名で、タナットのメモの主旨を内閣に提出した。

シティサヤームカーン外務事務次官は、4月29日に英領事と会話した際、日本人残留希望者問題についても話題とした。彼は、英領事が、日本人のタイ残留には反対しないが、その数が多数に上らないこと、残留許可対象者は1939年9月1日以前より在タイして正業に従事するか、もしくはタイ人と結婚して正業に従事していた者で、諜報には関係していない者であることを要する、という条件を示し、手続的には、残留希望者リストをタイ側から英側に提出し、英側が検討するという手順を希望したことを報告している*27。

*25ibid.

*26ibid.

*27ibid.

パーンプアトーン日本人キャンプでは、4月から残留許可の対象となる者の基準を、福祉局が数回発表し、日本人残留希望者は申請書を提出した。しかしその基準は何度も変更されたので、混乱とコラプションが生じた。4月半ばに、福祉局は、最終的な希望者リスト作成のため、専門、職業毎にグループを組んで残留申請を提出するように求めた^{*28}。

5月8日に山本元大使は、既に本人がタイ当局に残留希望を申請しているはずであるがと付して、756名の残留希望者リストを提出した。

続いて、5月11日付けで、日本文民の抑留を担当する内務省福祉局のプラ・パノムナカラーヌラック局長から内務大臣に、日本人のタイ残留希望者リストが提出された。このリストは768名からなり、各人について氏名、性別、年齢、来タイ年月日、職業、タイ人妻子の有無を記しており、残留希望者を次の3タイプに分類していた。すなわち、

A. 日本の企業29社（東洋棉花、三井物産、パイロットペン、日棉、海外土木、川崎汽船、三菱商事、横浜正金など）の職員及び家族193人。

B. 事業を行うために、職場や職種などをもとにグループを組んだ32グループ（タイランドホテル、セイコー時計、病院3ヶ所、製紙業、皮革業、医師、僧侶、水産業、繊維産業、棉作、化学産業、電気など）の470人（家族を含む）。

C. 個人105人（家族を含む）。

上記768名のうち、福祉局長は、a、欧州大戦以前の入タイ者231名、b、欧州大戦開始後の入タイ者であるが、①タイ人妻子がある者37名、②特殊技能をもちタイ政府に奉職していたことがある者19名、③タイ人妻がある者78名、総計365名を残留許可の選考対象者として提案した^{*29}。

5月13日に福祉局長自身が、キャンプを訪問し、上記の残留許可選考基準と対象者数を発表し、上記bの対象者については、タイの閣議を経て、連合国に承認を求めるという手続きを明らかにした^{*30}。福祉局の残留許可選考対象者から漏れた日本人は、上記b②の19名（三菱、三井など大企業の社員）の選考には不審点があり、福祉局長に贈賄した結果であるとする告発書をタイ首相に提出した^{*31}。

5月後半には、邦人およびタイ人から残留許可を求める陳情書が、次のように多数提出された。例えば、タイ政府は国益になる技能者には残留許可を検討するという新聞報道を読んで、江畑朔弥（タイ名、スリヤ、1912年タイ生）他67名はグループをつくり、抑留キャンプのなかでタイに残留した場合に実施する予定のプロジェクト案を作成して残留許可を陳情した。タイ海軍系のサーイファレーブ・パーニット（Saifahlab Phanich Co., Ltd.）社は、水産加工業を開始するために17名の邦人技術者（ビルマからの引揚者が中心で、多くは太平洋水産勤務）の残留を要請した。米人アレクサンダー・マクドナルドは、台湾総督府出資のタイ語新聞カーオ・パーブ社の最新輪転機を用いて、バンコクポスト紙を発刊するに

*28タイ外務省文書課、WW 2/3:15/2。1946年5月16日付けで江畑朔弥（スリヤ）ら日本人67名がタイ首相に提出した告発陳情書。

*29タイ外務省文書課、WW 2/3:15/1。

*30タイ外務省文書課、WW 2/3:15/2。1946年5月16日付けで江畑朔弥ら日本人67名がタイ首相に提出した告発陳情書。

*31ibid.

際して、同社の記者であった逆瀬川澄夫や同社の2名の印刷担当者のタイ残留を求めた。

25年以上にわたってタイ政府の工芸学校の教員であった佐瀬芳之助を長に化学、陶業、ゴム、セナイ、機械、電気などの24名の技術者からなるグループ、企業的農業をやりたいという20名のグループ、あるいは、ラミーを原料として企業化を図りたいという9名の邦人グループなども、残留許可の陳情書を提出した^{*32}。

福祉局が残留希望者にグループを作って申請するように指導したので、グループであれば許可取得が容易になるものと期待して、上記のようなグループ陳情が行われたものと思われる。しかし5月29日の閣議は下記のように、委員会を設置して、グループ単位ではなく、各個人毎に審査することを決めた。

5月21日に、英公使館員とシティ外務事務次官は邦人の残留許可手続きについて協議した。協議をうけて、シティ次官は福祉局長に次のように求めた。1、在タイ日本文民統計を提出すること、2、欧州大戦前から在タイしている邦人を残留させることには、連合国側は反対していないので、特高警察と相談して急いで許可する者のリストを作成すること。英側がこのリストを再検討する。タイ国の害となったり、第五列の活動歴がある者は、絶対に許可しないこと。3、大戦開始後入タイした残留希望者については、厳格に検討してリストを至急作成すること、その後、英側が審査検討する^{*33}。

上記の邦人残留希望者の許可審査の原則と手続きを、5月27日付けで外相は首相に提案した。5月29日の閣議は外相の提案を承認し、残留希望の邦人を個人単位で審査検討するため、内務省、外務省、工業省および特高警察の代表からなる委員会を、設置することを決めた。工業省代表を委員に加えた理由は、技術者を残留させたいという期待からであろう^{*34}。

残留を希望しない日本文民は、バーンブアトーン・キャンプ(2887名)及び日本大使館(133名)に抑留されていた、計3020人が6月16日に、バンコク港を離れた。彼らの氏名、年齢、性別を記したリストがタイ外務省文書課に保存されている^{*35}。

1946年6月22日付けで内務大臣から外相宛に提出された文書によれば、残留を希望して6月16日の送還船に乗船しなかった者は552名であった。同文書には、タイ政府の設置した委員会が下した、残留可否の判定結果が示されていた。残留を認めてよいと判断した者は431名(成人男性289名、女性子供142名)、送還すべきだと判断した者は24名であった。この他に、首相から同委員会の顧問委員に任じられた憲兵司令官サンウォン・スワンナチープ海軍少将が、委員会に出席して「戦争も終わったことであるし、残留希望の日本文民の扱いは、厳重にすべきではなく、国に害ある者だけを除けばよい」という意見を吐いて、特別に残留許可を求めたので、条件をみたしてはいないが、委員会が残留を許可した者が、

*32タイ外務省文書課、WW 2/3:15/1.

*33ibid.

*34ibid.

*35タイ外務省文書課、WW 2/3:15/2. なお、帰還者数について、日本側記録とタイ側記録とは少々異同がある。すなわち、在シャム大使館『終戦後に於ける大使館及在留民に関する報告並びに終戦前後に於けるシャム国事情に関する報告』、昭和21年7月(日本外交史料館、A²-0116、フラッシュ28)2ページは「在留希望者五三五名、連合軍に依り取調中のもの九八名、入院患者二三名(別に付添一名)等を残し、大使館関係者一七四名及一般邦人二、八八〇名は六月十五日引揚船辰日丸に乗船、七月三日無事帰国するを得たのである」と述べている。一方、在タイ日本軍人・軍属の本国送還は、防衛研究所図書館蔵『泰方面部隊史実史料綴』によれば、1946年4月中旬に、在タイ日本軍人軍属(107,438人)の本国送還が開始され、6月末までにバンボン付近の鉄道隊8,000人とバンコク労務隊1,000を残して全員の送還が終了した。

93名存在していた^{*36}。すなわち、タイ政府は合計で524名の邦人の残留を承認したことになる。但し、これは、タイ政府段階での判定であり、邦人の残留許可の最終決定権は連合国にあった。

3. 邦人残留希望に対するイギリスの態度

6月29日に英公使館に、上記524名のタイ側の残留承認者リストが提出された。英公使館および英軍の反応は極めて厳しいものであった。タイ外相に宛てた7月8日付けの公文で、英公使は、英側が先に示した邦人残留許可条件を確認したのち、英軍の調査によるとして、同リストには、侵略的かつ専制的精神を存続させるために、タイ国内に一組織を残置しようとする日本大使館の企図が秘められている(the list represents a deliberate attempt on the part of the Japanese Embassy to leave behind them in this country an organization designed to keep alive that aggressive and tyrannical spirit which, it is the firm intention of the Allied Governments to stamp out, once and for all, from Japan.)と決めつけ、かつリストに名を載せるために贈収賄があったこと、を指摘した。さらに、同公使は上記公文で、無害な少数の者に限ろうとしたタイ政府の真意が濫用されたと述べ、政治的意図が隠されている疑いのある約160人をバーンクアン監獄に直ちに収容するとともに、リストに名前のある全員を尋問する、と述べた^{*37}。

タイ政府の委員会が下した判定であるにも拘わらず、英公使はお節介にもタイ政府の真意が濫用されているとして、タイ政府の判断を尊重しなかったのである。多数の日本人をタイに残留させることに反対する英側は、日本大使館が秘密組織をタイに残置しようとしているという口実をもうけ、それをもっともらしく見せるために、キャンプに抑留中の日本人を急遽監獄に収容する挙にまで、出たのである。

英公使の公文通り、7月8日にバーンブアトーン・キャンプに、30人の英兵が現れ、149名の日本人を監獄に連行した。しかし英軍は憲兵司令官サンウォン海軍少将の監督下に、キャンプとは別の場所にいた93名の邦人グループを探し出すことはできなかった。それ故、7月14日に英公使館は、タイ外務省に同憲兵司令官下の邦人を20日までに、監獄に収容するように要求した。

内務省から監督下の邦人の引き渡しを求められた憲兵司令官は、7月19日付けで、次のように説明した。すなわち、憲兵司令部が引き受けた技能者の邦人たちは、タイ海軍の船舶(関税局や憲兵隊が用いる)のエンジン整備のために使用している。これらの邦人たちは、技術部、総務部、通訳部に分けている。彼らを必要とする仕事が、未だ多数残っているばかりか、さらに他の工業部門の仕事も計画中である。しかし、憲兵隊はこれらの邦人を引き留めておこうという考えはないので、英軍が欲しければ、直接憲兵隊に連絡して欲しい、と^{*38}。

サンウォンは海軍の業務で1935年7月から日本に長期出張した経験を有し、日本語を解し、邦人の知り合いも多かった。93名の邦人を彼が引き受けた背景には、海軍船舶のエンジン整備のために邦人技能者を必要とする事情があった他に、英側の定めた要件に合致しないので残留希望実現の可能性が少ない

*36タイ外務省文書課, WW 2/3:15/2. 1946年6月22日, 内務大臣から外務大臣宛 To. 7560/2489「タイ残留希望邦人の件」

*37ibid.1946年7月8日, Thompson 英公使からディレーク外相宛59/7/46文書。

*38ibid.

邦人を救済しようとする意図もあったと思われる。このように推測する理由は、93名の中に、技術者ではないばかりか、戦中に日本軍の通訳として活動した江畑朔弥（スリヤ）や波多野兄弟などが、その家族とともに含まれているからである。

7月27日付で英公使は、タイが6月29日に提出した残留希望の邦人リストに関して、強制送還すべき邦人を5カテゴリーに分けて通知してきた。5カテゴリーとは、a. 諜報組織のために働いた日本文民、b. 文民に偽装している日本の軍人、c. 軍国主義的思想をもつ日本文民、d. 上記に属さないが、戦争開始後に入タイした日本文民、e. aからdに属さない江畑グループのメンバー。同文書では、d,eに属する者の相当部分はビルマからの避難民であると説明している。最後に同文書は、タイ残留が認められる邦人は約40名の女性子供を含む100名程度になると述べている^{*39}。この文書では、サンウォン憲兵司令官監督下の邦人グループのメンバーの多くは、江畑グループと分類されている。

イギリスが強制送還を決定した邦人は、8月初めに、日本に送還された。8月14日に英軍はタイ残留に反対しない邦人のリストを提出した。その中には、タイ側の委員会が残留は認められないと判定していた者が7名含まれていた。7名中の一人、三谷日生（1896年タイ生）は、日本の田村浩陸軍武官の通訳という経歴を有したが、彼のタイ人妻が、両親がシンガポールで戦災死したアイルランド人姉妹の面倒を見ているので、英側が特別に残留させるように、タイ政府に要請した。三谷の残留については、タイ政府は認めたが、彼以外の6名は日本に送還した。

結局、46年8月時点で、公式にタイ残留を許可された日本籍の日本人（台湾人、朝鮮人を含まず）の数を、タイ政府作成のリスト（リストには110名の日本籍者の人名があり、この中、18名については同伴している妻、子供の数が記されている。但し同一家族でも別個に記されている場合もある）から集計すると、146名に過ぎない^{*40}。

欧州大戦開始の遙か以前より、在タイしてビジネスや医業を営み、タイ社会に根を下ろしていた邦人の多くも残留許可を得ることができなかった。例えば、1933年9月に12名の在タイ邦人実業家が、暹羅実業協和会^{*41}（1936年8月に暹羅日本商工会議所に編成替え）を結成したが、その12名のうち、残留希望を出した者は、中溝勝治（1896年生、1911年来タイ、アサンブション校卒、豊昌洋行主）、伊藤太郎助（1890年生、1905年来タイ、伊藤洋行主）、古谷重次（1890年生、1929年頃来タイ、南洋商行主）の3名であった。タイ側の委員会は3名全員に残留を認める判定を下したが、英側が許可したのは中溝のみであった。日本人会会長であった医者江尻賢美（1880年生、1906年頃来タイ）、幅広く事業を展開していた日高一族や江畑一族、あるいは、三井物産の磯部鉦造（1902年生、19年来タイ）などの残留希望もタイ側委員会は承認したが、英側は全て拒否した^{*42}。

残留を認められた邦人は、46年9月26日に抑留キャンプより解放され、移動の自由を得た^{*43}。但し英側が定めた次の制限は残った。すなわち、被雇用者として働くことはできるが、自ら経営者となること

*39 Ibid., 1946年7月27日, Thompson 英公使からディレーク外相宛77/7/46文書。

*40 タイ外務省文書課, WW 2/3:15/3. Japanese allowed to stay in Siam のリスト。なお、146名中、2名は46年10月22日に帰国した。

*41 昭和9年10月27日付け在盤谷領事宮崎申郎から外務大臣廣田弘毅宛公文「暹羅実業協和会事業開始に関する件」

はできない。資産は引き続き差押えられる。但し、生活費に欠ける者には英公使館が、差押え資産から月500バーツを支給することを検討する^{*44}。

戦後のタイ政府は、日本人の残留に好意的であった。タイ政府高官には、日本人を排除する理由はなかった。彼らには、タイの産業発展のために日本人技術者を利用しようとする考えや、戦勝国となった本国を背景にしてタイでの立場を強め、傍若無人な振る舞いも目立つようになった華僑に対するバランスサーとして、日本人を利用しようとする意図が存在した。一方、英国は日本人のタイ国における活動を局限する意図を有しており、タイ政府の日本人残留希望者への寛大な方針を覆した。それはタイ政府の委員会が524名の邦人の残留を認めたにも拘わらず、英側はそれ146名にまでしぼったことに明白に示されている。1932年の立憲革命以来、英側の公文書にはタイ国における日本勢力の拡大と英国の地盤沈下に対する不安感が、しばしば表明されているが、日本敗戦の機会に英側は一举にそのような不安の根源を拭おうとしたのであろうか。

とにかく、長らく培われてきた在タイ日本人社会は、単に人数が大幅に減少したのみならず、その中核的なリーダーの大半を失って、殆ど潰滅したといっても過言ではあるまい。

Ⅲ 在タイ日本資産処分をめぐる問題

日本人が抑留されれば、彼ら被抑留者の資産をどう管理運用するか、という問題が直ちに生じるのは当然である。日本人とタイ人との間には商取引があるので、タイ人の利益を保護する必要もある。

日本人の抑留に関しては、前述のようにタイ政府と連合国との間に明確な合意が存在し、それに基づいて、タイ政府の内務省福祉局が担当したが、一方、日本資産の差押えに関しては、連合国との間に明確な合意が存在しないままに、タイ政府は、差し迫った必要からタイの立法により担当機関として、「連合国に対する敵国人資産委員会」(Bureau of Enemy Property, タイ名 Ko. Tho. So.以下、敵国人資産委員会)を設置した。同委員会は、連合国の利益とともに、タイ人債権者の利益を保護した。むしろ後者の利益保護に重点があったことが法規の内容およびその後の記録から読み取れる。それゆえ日本の降服によって日本の在外資産に対して排他的な権利を獲得したとする連合国は、同委員会が連合国の国民でもないタイ人の利益保護を優先したことに異議を唱え、同委員会の権能に制限を加えた。

タイの利益と連合国の利益との間に齟齬が生じたのみではない。日本とタイの間でも、在タイ日本資産をめぐる利害対立が表面化した。在タイ日本資産は、連合国とタイ政府との間の1953年7月30日の合意によって、最終的に処分された。タイ政府はこの合意に基づき、連合国に一定の対価を支払うこと

*42なお、イギリス側に「悪名高い日タイ混血」と評された元日本憲兵隊勤務の江畑朔弥は、この頃から身を隠し、46年12月には在タイ英軍から1万バーツの懸賞金を懸けられたが、47年7月10日になってタイ警察に逮捕され、シンガポールに送還された。(英国 PRO, F10193/10193/40 in F0371/63925(1947))。また英側のみか、タイの委員会からも残留を拒否された者として、20年代にジャーナリストとして活躍した宮川岩二(1888年生、1905年来タイ)や名医の評判があった小川蔵太(1895年生、1922年来タイ)などがいる。

*43タイ外務省文書課, WW 2/3:15/3. 1946年10月3日, 内務大臣から外務大臣宛文書。

*44ibid.1946年9月26日, 内務大臣から外務大臣宛文書。1947年12月13日に新しく敵国人資産委員会の委員長に任じられたブライヤー・ゴーマー・クンモンتریの48年2月6日付け首相宛文書では、タイ残留を許可された日本人とドイツ人には現金が返還される予定である、と述べている。(WW (Bettalet) 14/3)しかし、資産の差押え時に正確な記録を作成しておらず、差押え後行方不明になったものもあるので、どのように実施されたかの実態は今のところ、筆者には不明である。

で、在タイ日本資産を掌中にした。連合国は、サンフランシスコ平和条約第16条の日本の義務は、在タイ日本資産に関しては達成されたとみなした。しかし、日本は、在タイ日本資産のこのような処分は条約に照らして、不当であると抗議したのである。その理由は、同条約第16条が日本にオプション権を認めているにも拘わらず、それを行使できる機会を日本は全く与えられることなく、最終処分が実施されたからであり、かつ、日本政府が在タイ日本資産の処分について、タイ側に留保の意思表示をしていたにも拘わらず、タイ政府は日本に事前協議することなく連合国との合意のみによって処分したからであった。それゆえ、外交関係が復活したばかりの日タイ間に、在タイ日本資産問題が最初の大きな懸案となったのである。

本節では、日タイの資料から日本の在タイ民間資産の内容を探ったのち、タイ政府の差押えの根拠と実態、さらに在タイ日本資産の処分をめぐるタイ国と英米との関係、および日本とタイ国との関係を見てみたい。

1. 在タイ日本民間資産額

日本人の抑留が開始される以前の終戦直後から、日本資産は略奪や盗難に遭い、また、日本軍向けの物資生産のために、日本の民間資本が戦中に設立した多数の工場では、戦後いかにして事業を継続するかが問題となっていた。日本大使館の経済担当参事官新納克己はこれらの問題に関して、タイ外務省に公文を提出しているが、それに付されたリストから在タイ日本民間資産の一端をうかがうことができる。

1945年8月23日に、新納参事官はシティ外務次官に、既に略奪を受けた14ヶ所の工場・倉庫、および今後略奪の可能性のある32ヶ所の工場・倉庫、計46ヶ所のリスト提出した。このリストには各工場・倉庫の名称、所在地、総資産、被害額、警備状況が詳細に記されている。そのうち、総資産が記されている34ヶ所（他の12ヶ所は調査中で未記入）の資産を合計すると、8821万5000パーツにのぼる。このうち大口は、トンプリーの三菱造船所二ヶ所計2400万パーツ、バンコク側の三菱商事倉庫二ヶ所計2100万パーツなどである。また、既に強盗に襲われた14ヶ所の工場・倉庫の被害合計額は、692万4650パーツである^{*45}。

さらに、1945年8月25日付けで日本大使館はタイ外務省に、72日本企業の工場所在地、生産品、月産生産力、従業員数（日本人、タイ人別）を記したリストを、Memorandum Re: Japanese Factoriesに付して提出した。同覚書は次のような要旨であった。すなわち、これらの工場は日本軍にのみ供給する物資を生産する目的で、戦中に日本の民間資本により設立された軍事工場であるので、タイ法による登記や納税を免除されていた。これらの工場はタイ国民が必要としている現在不足中の物資を生産しており、かつタイ人労働者を使用しているので、操業を停止させることなく、戦後も操業を継続させて欲しい。

同リストが掲げる72企業の業種内訳は、Machineries&Iron Works 12社、Sawing Industry 2社、Textile Industry 9社、Hides Factory 6社、Chemical Industry 16社、Foodstuff Industry 10社、

*45タイ外務省文書課、WW 2/2:11/69.

Miscellaneous Industry 17社の合計72社である*46。

在タイ日本大使館を出所とする日本側の在タイ資産資料としては、この他に、大蔵省管理局『日本人の海外活動に関する歴史的調査、各論 仏印暹羅編』116ページの第38表「戦争末期に於ける暹羅国内の日本経済活動状態」(1945年8年現在)に、工業は111企業、商業は73企業など総計222経営体、それらの投資額は固定資本9743万2000バーツ、流動資本2億395万4000バーツ、合計3億138万6000バーツであることが記されている。この数字は外務省が従来の現地報告を集計した結果である。また同書117ページの第39表「終戦時暹羅国に於ける日本人の資産内容」は、大使館調査を集計したとして、1、不動産1億2213万5000バーツ、2、動産1億6032万3000バーツ、総計2億8245万8000バーツを掲げている。

他方、タイ側の資料としては、日本資産差押えに関する統計に、次のようなものが存在する。

例えば、タイ側の敵国人資産委員会が差押えた日本民間資産のうち、現金については、横浜正金銀行支店の4078万9230.56バーツ、その他の一般ソースの917万4786.35バーツ*47がある。同敵国人資産委員会が差押えた日本の民間資産を売却した代金は、英米公館が管理し、バンコクの香港上海銀行支店に設けられた、British-American Joint Trust A/C “B” Japanese の口座に振り込まれた。タイ外相が、英大使に対して、英軍当局が売却した日本軍・日本文民からの没収資産勘定の残高を問い合わせたところ、1948年10月8日付けで英大使はタイ外相宛公文で答えたが、それによれば、同年9月末の上記口座の残高は190万2015.76バーツに過ぎない*48。この190万余バーツは、日本の民間資産の売却により生じたものであるが、同公文にはこの他に、日本の軍事資産を英軍が売却した代金としてタイ国銀行 British Embassy Japanese Disposals Account に2808万バーツ余、日本軍から没収した現金が別に4030万バーツ余存在することが記されている。

敵国人資産委員会の二代目委員長であるプラーヤ・ゴーマンクンモンتریは、48年2月6日付け首相宛文書に、敵国人資産中、動産の多くは売却して、その代金の一部は British-American Joint Trust A/C “B” Japanese の口座に、既に払い込まれた*49と記している。彼の記述から、同口座に振り込まれたのは、主に動産の売却分であり、かつその一部に過ぎないことが判明する。日本民間資産中、この口座には入らなかった動産売却分の行方、あるいは不動産の行方についての資料を筆者は未見である。不動産については敵国人資産委員会の管理下に置かれたまま売却されず、1953年7月30日のタイ英米3国合意によって、タイ政府が購入した可能性が高い。

*46タイ外務省文書課、WW 2/2:11/70。なお、バンニーは国立公文書館の国軍最高司令部文書中にある同一覚書添付の英文リストをタイ語に全訳して次の著作に掲載した。72社の詳細については同書参照。Phanni Bualek『日本帝国主義とタイ資本主義の発展』(タイ語)、1997、pp. 158-168。

*47タイ外務省文書課、WW 2/4:12/26。なお、横浜正金銀行の資金は1952年7月現在 Bureau of Enemy Properties の名義で、タイ国銀行に預金(タイ外務省文書課、WW (Bettalet) 24/6)

*48タイ外務省文書課、WW (Bettalet) 24/6。在タイ米大使館の49年6月15日の報告では British-American Joint Trust A/C “B” Japanese 残高は1609万バーツ余に増大しているが、これは同年1月に泰緬鉄道売却金のうちバーツ貨支払い分、1420万バーツがこの口座に振り込まれたためである。米大使館の同報告では、口座の“A German”の残高は95万5115.80バーツ、“C Indian”は27万5586バーツである。ドイツ資産は、この他にドイツ6社が保有していたスズ581トン、73万1203.73米ドル分がある。なお、タイ政府は泰緬鉄道を125万ポンド(タイ貨で5000万バーツ、うち89万5000ポンドはポンド支払い、残り35万5000ポンド分は1420万バーツを支払った)で購入した。この代金は貨車、橋、作業場の代金に分けて、49年1月までにマラヤ、ビルマ、オランダの各政府に支払われた。

*49タイ外務省文書課、WW (Bettalet) 14/3。

2. 差押えの根拠と実態

45年9月16日に公布施行された「連合国に対する敵国人の抑留および事業・資産管理法」第7条は、「敵国人の事業・資産は、首相が任命した委員会が政令に従い管理する」と定めたが、この規定により同日直ちに、「連合国に対する敵国人の事業・資産管理に関する政令」(Decree on Control and Management of business or properties of Enemies of United Nations B.E. 2488)が施行された。また、前述のように、同時に日本人とドイツ人が「連合国に対する敵国人」に指定された。

同政令第3条は、敵国人資産委員会の権能を次のように定めた。1、敵国人に代わって、事業を実施し、資産を占有して、事業もしくは資産が委員会へ移譲されたのと同様に運用することができる。2、事業を停止する場合は、資産を差押えることができる。保管維持費に見合う価値を有しないか、保管不能か、もしくは形質上保管困難な資産については、売却することができる。3、清算もしくは全資産を売却するために廃業することができる。債務過多の場合は破産を申請できる。4、事業もしくは資産を管理された敵国人に対して、同人および家族の生活のために適当な額の資金を支給できる^{*50}。

この条文は、1941年12月26日に公布施行された、英米オランダ人などを対象とした敵産管理法、すなわち「緊急時において一部外国人の事業・資産を管理する法律」の第7条と殆ど同一である^{*51}。

資産の差押えに当たっては、元来の所有者についての資料もきちんと作成されず、だれの資産がどう消えたかの追跡もできない状態であった。敵国人資産委員会の上記二代目委員長は48年2月に次のように報告している。

敵国人の抑留および資産の差押えを急遽することになった。対象資産は多量であるのに、職員数は不十分であった。連合国兵士が持ち出して、消費してしまったものや、盗まれて消失してしまったものもある。ゆえに作成されたリストも不完全である。保管している物も混合して、どれが誰の物か、何が何処に保管されているのか、一体まだ物があるのかどうかさえも、知ることは困難である。どの敵国人が、どんな資産を有し、いくらのお金を有していたのかについても明確な証拠となる資料はない。・・・敵国人資産であると誤解されて差押えられた資産のなかには、行方不明になった物もある^{*52}。

また、1950年2月10日付け敵国人資産委員会事務局声明の中では、「差押えは急遽、多数の省庁から寄せ集めた、何の経験もない官僚が実施した。資産はどうせ連合国の物になるのだからという言い訳をして、横領が横行した」^{*53}と述べられている。

このような杜撰な差押えと管理は、後に幾多の法律紛争を生じさせた。

*50 『1945年、年次法令集』(タイ語) p. 370.

*51 1948年2月6日付けギーヨン法律顧問の意見, WW (Bettalet) 14/3, p. 4のコメント。「緊急時において一部外国人の事業・資産を管理する法律」(『1941年、年次法令集』(タイ語) pp. 1475-1480.参照。

*52 タイ外務省文書課, WW (Bettalet) 14/3. 1947年12月13日に新しく委員長に任じられたブラヤー・ゴーマー・クンモンتریの48年2月6日付け首相宛文書。

*53 タイ外務省文書課, WW (Bettalet) 14/3.

3. タイ国と連合国の見解の対立

日本文民の抑留は、9月8日の軍事協定に基づき、タイが代行したものであるが、日本資産の差押えについては、連合国との間に明確な合意取極はなく、タイ側が政令を制定して単独に実施した。このことを先に引用した文書で、第二代目敵国人資産委員長は「立法の時点で連合国とは何等協議をしていないので、連合国はこの政令を尊重しない」^{*54}と記している。

連合国は日本の降伏文書 (Instrument of Japanese Surrender) により、タイ国を含む日本国外の全ての日本資産に対して権利を獲得したが^{*55}、在タイ日本資産について、タイ国と連合国が、タイ国の保管義務を明文に定めたのは、1946年に入ってからである。すなわち、1946年1月1日にタイは英との間の戦争状態を終結させるために、Formal Agreementを締結したが、その前提として作成された Annex to Heads of Agreementにおいて、連合国が自由に処分できる敵産を、タイ政府は管理することに合意する、と明記されたのであった。その後、Heads of Agreementを廃止する際、英は廃止の条件として、タイ政府が連合国が自由に処分できる敵産を引き続き管理するように要求した。タイがこれを容れて1947年5月8日に、公文を交換した。同交換公文は、国会の承認を経て、5月20日付けで官報にて公布された^{*56}。

このようにタイ政府の連合国に対する在タイ日本資産保管義務が、明文化される以前においては、敵国人資産委員会はタイ人権利者に対して、日本資産から支払っていた。もともと政令制定の当初の主眼は、日本文民を抑留したことに伴い、日本人に代わって日本資産を管理し、日本資産に対するタイ人の請求権を保護することにあつたと思われる。ピチャー・ブノン (ルネ・ギーヨン) 法律顧問は「1945年の政令立法時には、損害を受けたタイ国民が請求した場合、本法を補償のために使用できると担当職員は善意で考えていたことは明白である。敵国人資産委員会も裁判所もこのように解釈した。既に善意の受益者に分配した物は取り返すどころか、発見することさえ困難であり、その部分は連合国側には戻ってこないことは明らかである。連合国との合意以前に、委員会がタイ人に与えた日本資産については、政府は連合国に対して責任はない」^{*57}という意見を、タイ外務省に提出している。日本資産問題について、タイ外務省西洋政治局所属の資産問題担当官コンティ・スパモンコンも英米側担当者との会議で「タイ政府は敵産を自発的に先に差押え、法律を作って、事業の利益のために運用し、債務者に負債の弁済を求め、或るいは債権者には、支払う必要があるかもしれないことを予定した。その後になって、英米公館が連合国が賠償の一部としてどう処分するかを決めるまで、タイ政府に保管するように要請した」^{*58}と発言している。

当初は敵国人資産委員会は、法律の規定を根拠に比較的自由に、タイ人権利者に日本資産から弁済しただけではなく、日本資産を売却した^{*59}。中には日本資産を低価額でタイ企業に払い下げて問題となっ

*54 Ibid.

*55 Ibid., 日本資産問題を担当したコンティ・スパモンコンの1947年4月1日付けメモによると、英米公館側からこのような説明を受けた。

*56 Ibid., 1948年2月6日付けギーヨン法律顧問の意見、および1949年1月6日付けコンティのメモ。

*57 Ibid., 1948年2月6日付けギーヨン法律顧問の意見。

*58 Ibid., 47年4月1日付けのコンティの記録。

た事件もある。それは、カナスト・ファミリー（スパンパーニット社）に対する39隻の木造船の払い下げ事件である。敵国人資産委員会の M. C. プラソプスク・スクサワット委員兼事務局長（商務省から出向）が、英軍の一大尉と結託して、1946年1—2月に、実際の相場以下の80万バーツで、39隻もの日本船をカナスト・ファミリーに販売する契約をなし、22隻が引き渡されたもので、カナストはそれらを転売して利益を得た。カナスト一族は戦中には、日本軍から木造船造りを請負、利益を得た業者であった。この事件は、新聞が報道するところとなり、英公使がタイ政府に抗議したので、契約は取り消され、また同事務局長は職務から解任されたうえ、停職処分を受けた。しかし、多分に警察局の腐敗と考えられる理由により、同元事務局長が収賄罪で起訴されるには至らなかった*60。

46年2月12日に英米は共同で覚書をタイに提出した。その中で、日本資産は英米が処分するまでの間、タイ政府に差押えさせて保管させているに過ぎないことを明記し、英米の許可なくして敵国人資産委員会が資産を処分することを不能にした。以後英米は日本資産について共同で同委員会に接した。この結果、日本資産に請求権をもつタイ人債権者には、裁判に訴える以外に、救済を求める方法がなくなった*61。タイの裁判所、多くのタイ人債権者の権利を認める判決を下したので、同委員会に支払い義務が生じたが、英米はこれを認めなかった。は

47年2月4日付けで米臨時代理公使は、敵国人資産委員会に、委員会に支払い義務があるという判決が下された事件であっても、日本資産から支払うことを禁じるという、文書を提出した。翌日付けで英公使も同様の文書を提出した*62。2月28日の閣議は、敵国人資産委員会には法律の規定した責務があるので、上記の英米の要求には応じられないという方針を了承した*63。

47年3月11日にタイ外務省は英米代表を招いて、既判決によって敵国人資産委員会に支払い義務があるとされたものを、どう処理するかを相談した。3月27日に英公使が、続いて3月31日には米公使が、文書で次のことを確認してきた。すなわち、

タイ政府は連合国の管財人として在タイの敵産を守る義務がある。この目的のために敵国人資産委員会が設立されたのである。この義務と矛盾する判決をタイの裁判所が出せるのは、法律に欠陥があるからである。タイ政府は、この法律の欠陥を修正するとともに、既判決が認めた請求権については、委員会の差押え財産ではなくタイ政府の財産を用いて責任を負うこと。また、タイ政府は消失した日本資産にも責任がある*64。

*59たとえば、差押えた日本の繊維を、タイ政府は英米の承認を得て購入し、トンプリー・バーニット社を通じて国民に販売した（タイ外務省文書課、WW 2/4:12/20.）ケースとか日本の繊維機械を英米の承認を得て、タイ工業省に売却した（同、WW 2/4:12/22.）ケースとかがある。

*60タイ外務省文書課、WW 2/4:12/9.

*61タイ外務省文書課、WW (Bettalet) 14/3.49年1月6日付けコンティエーのメモ。なお、48年12月24日付け、内閣書記官長から外相宛文書（WW (Bettalet) 14/3.）では、敵国人資産委員会の対首相報告として、委員会を訴えたケースが合計29件で、委員会の勝訴は1件のみ、訴えを取り下げたのが1件、残りは全て委員会の敗訴である、と述べている。具体的訴訟内容が判るのは、1937年に設立された南洋企業株式会社のナラティワート県パーバイ・ゴム園（資産818,100バーツ）およびヤラ県ベトン・ゴム園（資産519,500バーツ）を結納金として贈与されたタイ人が委員会に返還を1952年7月時に請求している事件がある。（WW (Bettalet) 24/6の資料10）

*62タイ外務省文書課、WW (Bettalet) 14/3.47年3月31日付け Edwin F. Stanton 米大使からタムロン外相代行宛公文。

*63ibid., 47年4月16日付け外相から首相宛文書。

*64ibid., 47年3月31日付け米大使からタムロン外相代行宛公文。

このようにタイの敵国人資産委員会は、法律が許容する、あるいは法律上義務があるとして、日本資産からタイ人債権者の利益を図ったが、英米は同委員会の責務は連合国の利益の維持のみであり、タイ人の利益を守ることは全く目的外である、タイ人の利益を認める判決が出るのは、同法に欠陥があるからであるとして、法改正を要求し、既判決分については日本資産からではなく、タイ政府が自ら負担することを要求したのである。ここにタイ国内法上の義務と国際合意との間の矛盾が顕在化した。

47年4月16日付けのタムロン外相（首相兼任）から首相宛文書では次のように述べている。英米の言い分の方が重みがあるが、「連合国に対する敵国人の事業・資産管理に関する政令」第3条の規定から、敵国人資産委員会は外部の債権者への責任を有しており、債権者は訴訟を提起することができる。政府が判決により義務を負わされないようにするためには、法改正の必要がある^{*65}。

タイ外務省は上記のように政令改正の方針を決めたが、内閣はその方針を遅々として承認しなかった。英米両大使は、タイ外務省に法律改正の進行状況を繰り返し問い合わせた。この間、タイは在英米大使に命じて、英米両外務省に同情を求めたが、英の回答は日本資産は連合国の賠償に使うものであり、タイの債権者だけを優遇することはできない、というものであった^{*66}。

翌48年12月22日に至って、首相は政令改正を閣議の議事日程に載せた。閣議は、法制局に敵国人資産委員会が保管している資産は、委員会の資産ではなく、合意により連合国に移転しなければならない資産である旨の政令改正を検討させることに決し、法制局に大蔵省、外務省、敵国人資産委員会の各代表を招集させ協議させることにした^{*67}。

しかし、政令改正は実現しなかったようである。これは、外務省の前述のコンティー担当官が、49年1月6日付けで作成した文書で次のような見解を示していることから推測される。すなわち、英との間の47年5月8日の交換公文で、タイは連合国のために敵産を保管することが義務づけられた。同交換公文は国会の議を経て、官報に公布されたので、交換公文による合意に反する国内法を裁判で援用することはできないはずである、それ故に、法改正の必要はない^{*68}、と。

4. 日本資産をめぐる日タイ関係

1951年9月8日にサンフランシスコで調印された「日本国との平和条約」によって、連合国の日本資産処分方法が定められた。この条約中、在タイ日本資産に関係する条項は第16条である。同条は、次のように規定している。

第16条（捕虜に対する賠償と非連合国にある日本資産）「日本国の捕虜であつた間に不当な苦難を被つた連合国軍隊の構成員に償いをする願望の表現として、日本国は、戦争中中立であつた国にある又は連合国のいずれかと戦争していた国にある日本国及びその国民の資産又は、日本国が選択するときは、これらの資産と等価のものを赤十字国際委員会に引き渡すものとし、

*65ibid.

*66ibid., 47年9月2日付け M. C. NONTHIYAWAT 外相から首相宛公文。

*67ibid., 48年12月24日付け、内閣書記官長から外相宛文書。

*68ibid., 49年1月6日付けコンティーのメモ。

同委員会は、これらの資産を清算し、且つ、その結果生ずる資金を、同委員会が衡平であると決定する基礎において、捕虜であった者及びその家族のために、適当な国内機関に対して分配しなければならない。…」(下線、筆者。条約は日本にオプション権を与えていることに注意)

平和条約第16条の規定に基づき、英米タイ3ヶ国代表は53年2月20日に、在タイ日本資産勘定の処理案について協議した。3月4-6日に英米はロンドンで、平和条約第16条の受益国であるオーストラリア、カンボジア、カナダ、フランス、ラオス、インドネシア、オランダ、ニュージーランド、パキスタン、フィリピン、英国、米国、ベトナムの代表に処理案を提案し、各国代表は本国の承諾を得た。

そこで、53年7月30日に英米タイの三国代表はワシントンで下記を合意した。すなわち、1、タイ政府は250万米ドル相当(米ドル、英ポンドで各半分)を赤十字国際委員会に支払う。この他に、英国銀行のBurma-Thailand Railway Depositに35万5000ポンドを払い込む。2、英米政府は、上記タイ政府の支払いが実行された日に、在タイ日本資産(Japanese Assets in Thailand)の管理を解除しタイ政府の指定する機関に移譲する。また、英米両政府は日本政府に対して、在タイ日本資産に関しては、平和条約第16条の日本の義務が履行されたとみなされることを通知する^{*69}。

3国合意は、8月26日に実行された。この合意は実質上、上記価額で在タイ日本資産をタイ政府に譲渡するものであり、タイ側が獲得した資産は、支払った代金以上の価値が有していた。このことは、タイ外務省法律顧問事務所が作成した54年2月2日付けの記録が、「連合国が、タイ国に在タイ日本資産から赤十字国際委員会に支払わせ、余剰部分をタイに与えた」^{*70}と表現していることから明らかである。

英米は在タイ日本資産に関しては、平和条約上の日本の義務は履行されたとみなしたが、日本外務省は在日タイ大使館に、53年10月28日付けでNote Verbale No.69/A4を提出して抗議した。その内容は、

在日米英大使館から、53年7月30日のタイ米英三国合意に基づき、8月26日に在タイ日本資産を処分したという通知を受けた。日本は52年5月13日の公文により、タイ政府の日本資産処分に関して態度を留保していることに注意を促したい。平和条約第16条は、日本に在タイ資産を移譲する義務と同時に、オプション権を行使する権利を与えている。さらに、タイ国は平和条約の締結国ではないので、同条約上の権利・利益を有してはいない。日本の事前承諾なしに、タイ政府が他政府との合意によって実行した処分行為は承認できない。

上記52年5月13日付け留保公文成立の経緯は、次の通りである。すなわち、52年4月7日付けで日本外務省は、当時の駐日タイ外交使節団長(Chief of the Thai Diplomatic Mission in Japan)サガー・ニンカムヘーンに、サンフランシスコ平和条約が発効して日タイ外交関係が再開すると同時に、37年締結の友好通商航海条約の適用も再開したい、という公文を提出した。52年4月28日にサンフランシスコ平和条約が発効し、日タイ外交関係が再開した。公使に任命されたサガーは、岡崎外相宛5月2日付け公文で、適用再開に合意すると答え、かつタイ国が連合国と協力して、日本及び日本人の資産・利益・権利を差押え、保管、清算、処分した行為に対して、日本は何ら権利を主張することはできない、と理解していると書いてきた。これを受けて、日本は同年5月13日付けで、タイ政府による日本資産の処

*69タイ外務省文書課、WW 2/4:12/3.

*70ibid.

分については、詳細な説明を要し、かつ平和条約上の日本の権利義務とも関係するので、態度を留保すると答えたのであった*71。

53年10月28日に、日本は、在日タイ大使館だけではなく、英米大使館にも抗議の口上書を提出した。日本の抗議の意図は、52年5月13日にタイに態度留保を伝えていたにも拘わらず、しかも日本こそが平和条約の権利義務の当事者であり、オプション権を有しているにも拘わらず、平和条約上無関係なタイ国が何の事前通知もせず、日本のオプション権行使の機会を奪って、勝手に在タイ日本資産処分に加担したことは、承認できないということであろう。確かに、平和条約第16条の文面だけを読めば、タイが支払ったと同額程度を、日本が赤十字国際委員会等に支払えば、在タイ日本資産は日本の手に戻る可能性があったという解釈も成り立つのである。

タイ政府は、1954年3月に、平和条約によってではなく、タイ国と連合国との間の特別な合意によって、在タイ日本資産はタイ国に移譲されたのである、連合国の裁量権の範囲内のことであり、平和条約の範囲内か否かはタイが関知しないことである、と日本に答えた。

これを受けて、54年4月23日に日本は再度口上書をタイに提出した。その中で、53年10月28日付けの口上書と同内容の抗議を繰り返したのち、4月19日付けで、英米に対して10月28日付け口上書への回答を急ぐように求めたこと、サンフランシスコ平和条約の締結国ではないタイ国は、53年7月30日の三国合意によりタイ政府に移譲された在タイ日本資産の最終処分について、日本との合意が成立しない限り、何等の権利も有しないことを述べた*72。

英米両国は54年4月22日付けで、次の公文を日本外務省に提出した。すなわち、在タイ日本資産処分に先立ち、かつ53年7月30日の3国合意より相当前に、日本政府に通知したが、日本政府は何等の反対も示さなかった。英米は三国合意に基づく処分により、平和条約第16条の日本の義務が、在タイ日本資産に関しては完全に満たされたとみなしている。第16条の規定から除外されている資産については、日タイ間の直接交渉によるべきである*73。

上記54年4月22日付けの英米両国の公文に対して、日本は英米が日本に在タイ資産の処分を通知し、かつ英米が平和条約第16条の日本の義務は履行されたとみなしても、第16条は、日本の選択権(option)を認めているので、在タイ日本資産の処分の合意には、日本も参加させるべきであると答えた。これについては英米はどうかを、54年6月28日時点では検討中である、という主旨の報告を、ルアン・ピニットアクソン駐日タイ大使は、54年7月1日付けでタイ外相宛に提出した*74。

結果的には、タイは1、終戦直後の日本人からの贈与や、タイ人による略奪・横領。2、敵国人資産委員会によるタイ人利益の保護、同委員会の幹部による横領、タイ企業への安値払い下げ。3、53年7月30日のタイ英米3国の在タイ日本資産の最終処分合意により、250万米ドルと35万5000ポンドを連合国に支払って、日本資産を安価に譲り受ける、等々の方法により、相当程度の在タイ日本資産を掌中に

*71ibid.

*72ibid.

*73ibid.

*74ibid.

したはずである。

おわりに

本稿は、戦後の日本占領期における日タイ関係を、日本降服直後の日タイ外交関係から始め、在タイ日本人、日本資産の戦後処理を中心に、明らかにした。

戦中を通して、日タイ両国間には、公式には同盟関係が維持されたが、戦争の半ば以降、タイ指導者は自由タイ運動を組織し、連合国との連絡に努めた。日本の敗戦の翌日には、タイ国王の名で、対英米宣戦はタイ国民の意思に反したものであり、無効であるという平和宣言を発表して、戦争を終結させた。今日のタイにおいては、史実とは必ずしも言えない、日本のタイ強制とタイ人の抗日とをオーバーに強調した戦後製の「平和宣言史観」が、罷り通っている。本稿では、タイの指導者が戦後の困難な国際環境下において、「日本によるフォース説」を用いて弁明することに、日本の山本大使は内諾を与えたことを明らかにした。敗戦直後日本側は、タイの困難な国際的立場の改善に協力し、「平和宣言史観」の形成にも手を貸したのである。

戦後のタイ政府は、日本人の残留に好意的であった。タイ政府高官には、日本人を排除する理由はなく、むしろ日本人をタイに残留させる方がタイの国益に適うと考えた。タイ指導者には、タイの産業発展のために、日本人技術者を利用しようとする考えや、戦勝国となった本国を背景にしてタイでの立場が強くなり、傍若無人な振る舞いも目立つようになった華僑に対する balanサーとして日本人を利用しようとする意図が存在した。ところが、タイにおける日本の存在に戦前以来不安感や警戒心を有していた英国は、在タイ日本人を極力削減しようとした。それはタイ政府の委員会が524名の邦人の残留を認めたにも拘わらず、英側はそれを146名にまでしぼったことに明白に示されている。

一方、在タイ日本文民の資産処理については、日タイの利害は対立的であった。日本人の抑留は、タイ政府と連合国との間の明確な合意に基づいて、タイ政府が実施したが、日本資産の差押えに関しては、連合国との間に明確な合意が存在しないままに、差し迫った必要からタイ政府は「連合国に対する敵国人資産委員会」を設置した。同委員会は、連合国の利益保護と同時に、タイ人債権者の利益を保護し、むしろ後者の利益保護に重点を置いた。それゆえ日本の降服によって在外日本資産に対する排他的な権利を獲得した連合国は、同委員会が連合国の国民でもないタイ人の利益保護を優先したことに異議を唱え、同委員会の権能に制限を加えた。

在タイ日本資産は、連合国とタイ政府との間の1953年7月30日の合意によって最終処分された。タイ政府は連合国に一定額を支払うことで、日本資産を掌中にしたのである。連合国は、これによってサンフランシスコ平和条約第16条の日本の義務は、在タイ日本資産に関しては履行されたとみなした。

しかし、タイと連合国との合意による在タイ日本資産処分は、同条約第16条が認めたオプション権を行使する機会を日本には与えず、実施されたものであった。また、タイ政府は、日本政府が在タイ日本資産の処分についてタイ側に留保の意思表示をしていたにも拘わらず、日本と事前協議することを怠った。それ故、サンフランシスコ平和条約の発効と同時に外交関係が復活した日タイ間において、在タイ日本資産問題が最初の大きな懸案となったのである。

敗戦後の在タイ日本人および在タイ日本資産に対する強制処分は、在タイ日本人社会に潰滅的な打撃を与えた。戦前以来の在タイ日本人社会は、邦人の強制送還によって単に人数が大幅に減少したのみならず、その中核的なリーダーの大半を失い、かつ日本文民の資産も差押えられ、連合国とタイ国とによって処分されたため、人的、物的な基礎を殆ど失ったのである。

本研究は1997—98年トヨタ財団助成研究「戦後アジアの日本人経済団体の成立と展開」の成果の一部である。